

議案第44号

基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。

2 前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第25条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第18条から第20条までの規定による報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用

する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の公布に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となり、国の非常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。

令和5年12月18日原案可決